



長野県報

6月2日(木)
平成17年
(2005年)
第1664号

目 次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政改革チーム）	1
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（厚生課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の所在地の変更（厚生課）	2
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（厚生課）	2
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（厚生課）	3
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定（水環境課）	3
地産地消地域支援事業補助金交付要綱の一部改正（農政課）	3
環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付要綱の制定（農政課）	4
森林法に基づく保安林の指定（森林保全課）	15
公共測量の終了（監理課）	16
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）	16
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	16

公 告

一般競争入札（3件）（管財課）	17
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課N P O活動推進室）	19
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課N P O活動推進室）	19
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	20
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	20
大規模小売店舗立地法に基づく意見に対する届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	20
土地改良区の定款変更の認可（4件）（土地改良課）	21
特定調達契約に係る一般競争入札（産業技術支援課）	21
一般競争入札（農業技術課）	22
正誤（会計課）	23

告 示

長野県告示第271号

平成17年6月23日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

財政改革チーム

長野県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
信濃医療福祉センター	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	平成17年3月31日
鳥山整形外科医院	上伊那郡箕輪町大字三日町1849	平成17年5月1日
奈川村国民健康保険直営診療所	南安曇郡奈川村2366番地	平成17年3月31日
荒井薬局	埴科郡坂城町中之条787-1	平成17年4月30日
轟歯科医院	松本市浅間温泉1-12-9	平成17年2月28日
橋本医院	上田市舞田1	平成17年4月30日
佐久市国民健康保険平尾診療所	佐久市大字上平尾877-1	平成17年3月31日
佐久市国民健康保険鳴瀬診療所	佐久市大字鳴瀬1274-3	平成17年3月31日
佐久市国民健康保険東診療所	佐久市大字志賀6093-1	平成13年3月31日
埴生象山屋薬局	千曲市寂蒔上王子922-3	平成17年5月31日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	廃止年月日
佐久市	佐久市中込3056	訪問看護ステーションあさま	佐久市岩村田1862-1	平成17年3月31日

厚 生 課

長野県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
油井医院	埴科郡坂城町南条4718-1	埴科郡坂城町南条4718-1	埴科郡坂城町南条4718-2	平成17年4月14日

厚 生 課

長野県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
信濃医療福祉センター	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	平成17年4月1日
ほたかワタキュー薬局	南安曇郡穂高町北穂高2984-1	平成17年5月1日
荒井薬局	埴科郡坂城町中之条897-1	平成17年5月1日

松本市国民健康保険奈川診療所	松本市奈川2366番地	平成17年4月1日
とどろき歯科医院	松本市浅間温泉1丁目10番25号	平成17年4月1日
笠原歯科医院	松本市城東1-6-2	平成17年4月1日
あきわ皮膚科	上田市秋和310-15	平成17年5月1日
橋本医院	上田市舞田1	平成17年5月1日
住吉サンロード薬局	上田市大字住吉125-2	平成17年5月1日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
佐久市	佐久市中込3056	訪問看護ステーションあさま	佐久市岩村田1862-1	平成17年4月1日

厚生課

長野県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
武治療院	東筑摩郡波田町1412-11	平成17年4月1日
板橋整骨院	南安曇郡穂高町大字穂高8198-5	平成17年6月1日
みすゞ接骨院	伊那市大字美篶7869-1	平成17年5月1日

厚生課

長野県告示第276号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定する区域

岡谷市長地柴宮2丁目2240-1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

- (1) ふっ素及びその化合物
- (2) ほう素及びその化合物

水環境課

長野県告示第277号

地産地消地域支援事業補助金交付要綱（平成15年長野県告示第300号）の一部を次のように改正し、平成17年度の補助金から適用します。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

第2の表中

2 市町村、農業協同組合、生産者組合、地域食材の利用を促進するための団体又は知事が適当と認める団体が行う地産地消地域支援プロジェクト事業に要する経費として知事が別に定める経費	2分の1以内
3 学校、学校給食調理施設、農業協同組合、生産者組合、地域食材の利用を促進するための団体又は知事が適当と認める団体が行う1又は2に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1又は2の事業に要する経費について1又は2の補助率で算定した額を限度とする。

を

2 学校、学校給食調理施設、農業協同組合、生産者組合、地域食材の利用を促進するための団体又は知事が適当と認める団体が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の事業に要する経費についてその補助率で算定した額を限度とする。
---	---

第3 第1号中「事業の内容を次のように」を「事業主体」に改め、同号ア及びイを削る。

第6 第2項中「20日」を「30日」に改める。

農政課

に改める。

長野県告示第278号

環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付要綱を次のように定めます。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

(趣旨)

第1 この要綱は、資源循環型の土づくり、化学肥料・化学合成農薬の削減等環境保全型農業に取り組む生産者を中心としたグループの活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は次のとおりとする。

事業の種類	経 費	補 助 率
環境保全型農業実践グループ活動支援事業	環境保全型農業を推進するためを行う事業に要する経費	2分の1以内

(交付の条件等)

第3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業費若しくは補助対象経費の総額の変更（いずれも30%以内の増減を除く。）をしようとするとき又は補助金額の変更をしようとするときは、速やかに知事に申請し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期限内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。以下同じ。）は、速やかに知事に申請し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とともに補助事業を完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

(補助金交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業主体概要書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書等)

第5 第3の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業費若しくは補助対象経費の総額の変更又は補助金額の変更
環境保全型農業実践グループ活動支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業の中止又は廃止
環境保全型農業実践グループ活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- (3) 補助事業の完了期限延長
環境保全型農業実践グループ活動支援事業完了期限延長承認申請書（様式第6号）

(申請の取下げ等)

第6 規則第7条の規定による申請の取下げは、環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を当該補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、環境保全型農業実践グループ活動支援事業実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、事業報告書（様式第9号）とする。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第8 補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付請

求書（様式第10号）を提出するものとする。

（書類の提出部数及び経由）

第9 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は正副2部とし、所轄地方事務所（市にあってはその市に所属する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては、上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

（様式第1号）（第4関係）

環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 殿

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）

印

年度において、環境保全型農業実践グループ活動支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 事業の目的等（別添事業計画書による）

2 経費の配分

総事業費 (a)+(b)+(c)	事業に要する経費 (a)+(b)	負 担 区 分			備 考
		県補助金 (a)	自己資金 (b)	その他 (c)	
円	円	円	円	円	

3 収支予算

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県 費 补 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金					
そ の 他					
計					

（2）支出の部

本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
		増	減	
円	円	円	円	

(様式第2号)(第4関係)

事業主体概要書

1 事業主体の概要

団体名								
主たる活動地域								
代表者氏名					TEL:			
代表者住所								
連絡先 (事務局)	所在地:							
	担当者:			TEL:				
事業主体の概要	設立年月			年月				
	(設立主旨)							
	(活動目的)							
	(活動費) ・年間活動費 万円 ・会員負担金 有(円/年) • 無							
構成	構成員数	人	うち農業生産者	戸	作付面積	ha		
昨年の活動実績	環境負荷軽減の実績	主たる作物名	化学肥料の削減(作付面積)(ha)			化学合成農薬の削減(作付面積)(ha)		
			0~30%減	30%以上減	50%以上減	0~30%減	30%以上減	50%以上減
			上記以外作物					
		計						
主な作物の販売等	作物名	販売量(t)	主な販売先		消費者・実需者へのPR活動			

(特筆すべきこれまでの活動内容等)

(注) その他、これまでの活動に関する資料等を添付すること。

2 構成員名簿

氏名	住所	主たる生産品目	営農面積(ha)	備考

(注) 農業生産者以外の構成員にあっては、「主たる生産品目欄」に職業を記入すること。

事業主体名 (自然と共生する農業に対する基本(活動)理念)		事業計画書 主な活動市町村	
これまでの活動実績			
本年度の事業計画の概要及び経費の配分			
区分	事業内容	具体的な活動内容	
		事業費 (千円)	積算根拠
土づくり			報償費
肥料	削減のための技術向上への取組(研究、開発等) 慣行使用量に対する削減	本年度の目標 の目標 慣行使用量: 回(kg) 本年予定 回(kg)	旅費 需要費 役務費 使用料及び賃貸料
成農薬	削減のための技術向上への取組(研究、開発等) 慣行使用量に対する削減	%	その他 計
生産	削減栽培の面積 の増減 栽培品目の増減	前年作付面積(会員合計): ha 本年作付予定 ha	前年比 %
販売	営業活動の実践 契約店舗数又は顧客数の増減 メンバーカードの増加に向けた活動	前年の営業活動回数(会員合計): 回 本年予定 回	前年比 %
		前年比 %	左記経費の財源内訳(千円)
			自己資金 自己補助金 その他 計

(注) その他、活動計画に係る関係資料がある場合は、添付すること。

(様式第4号)(第5関係)

環境保全型農業実践グループ活動支援事業計画変更承認申請書

番号
年月日

長野県知事 殿

(住所)

(団体名)

(代表者氏名)

㊞

年月日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった環境保全型農業実践グループ活動支援事業を、下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

区分	変更箇所	事業費		内訳		
		うち補助対象経費		県補助金	自己資金	その他
当初計画	円	円	円	円	円	円
変更計画						

(添付書類) 変更内容がわかるもの

(様式第5号)(第5関係)

環境保全型農業実践グループ活動支援事業中止(廃止)承認申請書

番号
年月日

長野県知事 殿

(住所)

(団体名)

(代表者氏名)

㊞

年月日付け長野県指令 第
中止(廃止)したいので、承認してください。

号で交付決定のあった環境保全型農業実践グループ活動支援事業を、下記のとおり

記

中止(廃止)の理由